

○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則〔廃棄物計画課〕

平成2年12月28日  
規則第65号

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第29号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年条例第98号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法及び条例の例による。

(1) 市民リサイクル活動 市民により構成された団体が市内において再資源化等の対象となる物を回収し、資源回収業者(再資源化等の対象となる物の引取りを業として営んでいる者をいう。以下同じ。)に引き渡す活動であつて、自主的で、かつ、営利を目的としないものをいう。

(2) 市民リサイクル活動登録団体 市民リサイクル活動を行う団体であつて第18条第1項の規定に基づき市長の登録を受けたものをいう。

(3) 市民リサイクル活動登録業者 資源回収業者であつて第18条第3項の規定に基づき市長の登録を受けたものをいう。

(平19規則72・全改、令3規則16・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可申請書)

第3条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第7条第6項及び第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平4規則92・平20規則43・令2規則9・一部改正)

(一般廃棄物処理業変更許可申請書)

第3条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平20規則43・追加、令2規則9・一部改正)

(検査等)

第4条 第3条第1項に規定する申請書を提出した者は、業務に使用する車両等について市長が行う検査を受けなければならない。

2 第3条第2項に規定する申請書又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第10条の4第1項の申請書を提出しようとする者は、事前に当該処分業の用に供する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設等について市長が行う検査を受けなければならない。

3 条例第14条第1項の規定による計画書を提出した者は、当該計画について別に定める関係課で構成する連絡会議が行う審査を受けなければならない。

(平4規則92・平10規則14・平20規則43・一部改正)

(一般廃棄物処理施設設置許可申請等)

第5条 次の各号に掲げる一般廃棄物処理施設に関する申請書、届出書及び報告書の提出並びに届出は、当該各号に定める書類により行わなければならない。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
- (2) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
- (3) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
- (4) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書
- (5) 省令第5条の4の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
- (6) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
- (7) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (8) 法第9条の3第1項の規定による届出 一般廃棄物処理施設設置届出書
- (9) 法第9条の3の3第1項の規定による届出 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書
- (10) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書
- (11) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
- (12) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書
- (13) 省令第6条第1項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書
- (14) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書
- (15) 省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収施設設置者認定申請書  
(平20規則43・追加、平23規則35・平28規則112・令2規則9・一部改正)

(許可証等の交付)

- 第6条 市長は、第3条第1項の申請書を受理して許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第1号)を交付するものとする。
- 2 市長は、第3条第2項の申請書を受理して許可したときは、一般廃棄物処分業許可証(様式第2号)を交付するものとする。
  - 3 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可証(様式第3号)を交付するものとする。
  - 4 市長は、法第8条の2の2第1項に規定する定期検査を行ったときは、定期検査結果通知書(様式第4号)を交付するものとする。
  - 5 市長は、法第9条の2の4第1項に規定する熱回収施設設置者を認定したときは、熱回収施設設置者認定証(様式第5号)を交付するものとする。  
(平4規則92・一部改正、平20規則43・旧第5条繰下・一部改正、平23規則35・令2規則9・一部改正)

(くみ取便槽に関する処理規程)

第7条 一般廃棄物収集運搬業者(し尿に限る。)は、くみ取便槽のし尿収集運搬料金その他の条件について処理規程を定め、市長に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

(平4規則92・平14規則72・一部改正、平20規則43・旧第6条繰下・一部改正、平26規則4・一部改正)

(業務等実績報告書)

- 第8条 一般廃棄物収集運搬業者(ごみに限る。)は、毎月、一般廃棄物(ごみ)収集運搬業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者(し尿に限る。)は、毎月、一般廃棄物(し尿)収集運搬業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 一般廃棄物処分業者、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎月、一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 認定熱回収施設設置者は、毎年、熱回収報告書を市長に提出しなければならない。

(平4規則92・一部改正、平20規則43・旧第7条繰下・一部改正、平23規則35・令2規則9・一部改正)

(廃止、変更の届出)

第9条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条の5に規定する休廃止等の届出をしようとする者は、熱回収施設休廃止等届出書を市長に提出しなければならない。

(平4規則92・一部改正、平20規則43・旧第8条繰下・一部改正、平23規則35・令2規則9・一部改正)

(許可証等の再交付)

第10条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者並びに一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置者は、許可証を汚し、損じ、又は失ったときは、許可証再交付申請書を市長に提出して再交付を受けることができる。

- 2 認定熱回収施設設置者は、認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、認定証再交付申請書を市長に提出して再交付を受けることができる。

(平4規則92・平14規則72・平20規則43・平23規則35・令2規則9・一部改正)

(許可証等の返納)

第11条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、又は許可の更新若しくは変更があったとき。
- (2) 許可を取り消されたとき、又は事業の停止を命じられたとき。
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。
- (1) 一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設を廃止したとき、又は許可の変更があったとき。
- (2) 許可を取り消されたとき、又は使用の停止若しくは改善を命じられたとき。

- 3 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに認定証を市長に返納しなければならない。

(1) 前項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 法第9条の2の4第1項の認定を取り消されたとき。

(3) 熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたとき。

(平4規則92・平14規則72・平20規則43・平23規則35・一部改正)

(縦覧の場所及び期間並びに縦覧に係る告示)

第12条 [条例第8条第2項](#)の規定により規則で定めることとされる縦覧の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 縦覧の場所 環境局資源循環部廃棄物計画課及び市長が必要と認める場所
  - (2) 縦覧の期間 告示の日から1月間
- 2 市長は、法第9条の3第2項の規定により周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供しようとするときは、[次の各号](#)に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 縦覧の場所
  - (2) 縦覧の期間
  - (3) 施設の名称
  - (4) 施設の設置の場所
  - (5) 施設の種類
  - (6) 施設において処理する一般廃棄物の種類
  - (7) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
  - (8) 実施した生活環境影響調査の項目  
(平10規則14・追加、平14規則72・平17規則33・平24規則7・平28規則54・一部改正)

(意見書の提出先及び提出期限並びに意見書に係る告示)

第13条 [条例第8条第3項](#)の規定により規則で定めることとされる意見書の提出先及び提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 意見書の提出先 環境局資源循環部廃棄物計画課
  - (2) 意見書の提出期限 縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日
- 2 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。  
(平10規則14・追加、平17規則33・平24規則7・平28規則54・一部改正)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出に係る縦覧の場所等)

第13条の2 [前2条](#)の規定は、[条例第8条の2](#)の規定により規則で定めることとされる縦覧の場所及び期間並びに意見書の提出先及び提出期限並びに当該縦覧及び意見書に係る告示について準用する。この場合において、[第12条第1項第2号](#)中「1月間」とあるのは「1月間。ただし、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めた場合は、縦覧の期間を短縮することができる。」と、[同条第2項第7号](#)中「能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)」とあるのは「能力」と、[第13条第1項第2号](#)中「経過する日」とあるのは「経過する日。ただし、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めた場合は、意見書の提出期限を短縮することができる。」と読み替えるものとする。  
(平28規則112・追加)

(産業廃棄物の持込み承認を受ける事業者)

第14条 [条例第15条第2項](#)に規定する産業廃棄物の持込み承認を受けなければならない事業者は、[別表第1](#)に定める業種に属する事業者とする。  
(平4規則92・旧第17条繰上、平10規則14・旧第14条繰下・一部改正、平13規則24・旧第16条繰上・一部改正、平13規則55・一部改正)

正)

(大型ごみ)

第14条の2 [条例第2条第2号](#)の規則で定めるものは、処理計画により市が収集しないこととしたものに該当しないものであって、[条例別表第1](#)に規定する大袋に適正に収納することができない大きさのものとする。ただし、次に掲げる物を除く。

(1) 自転車(三輪車を除く。)

(2) 段ボール  
せん

(3) 庭木の剪定枝(1本の直径の最大が10センチメートル以下であつて、かつ、長さが1メートル以下のものに限る。以下同じ。)

(4) 木切れ等(1本の直径又は断面の対角線の長さの最大が10センチメートル以下であつて、かつ、長さが1メートル以下のものに限る。)

(5) 傘(長さが1メートル以下のものに限る。)

(6) つえ(松葉づえを含む。)

(7) スコップ

(8) ほうき、モップ及び掃除用ブラシ

(9) ゴルフクラブ

(10) ゲートボール用スティック

(11) バット(野球及びソフトボール用)

(12) ラケット(テニス及びバドミントン用)

(13) 竹刀

(14) 直径又は断面の対角線の長さの最大が10センチメートル以下であつて、かつ、長さが1メートル以下の棒状のもの

(平19規則41・追加、平21規則48・一部改正)

(燃やすごみ)

第14条の3 [条例第10条第3項](#)の規則で定める燃やすごみは、生ごみ、紙くず、プラスチックごみ、繊維くず、革類、ゴムくず、木くずその他の可燃性の材質のものとする。ただし、次に掲げる物を除く。

(1) 大型ごみ

(2) 新聞紙

(3) [第16条第2項第1号](#)、[第3号](#)及び[第4号](#)に規定する物

せん  
(4) 庭木の剪定枝

(5) 落葉

(平21規則48・追加)

(埋立ごみ)

第14条の4 [条例第10条第3項](#)の規則で定める埋立ごみは、ガラス類、せともの類、小型家電製品その他の不燃性の材質のものとする。ただし、次に掲げる物を除く。

(1) 大型ごみ

(2) 缶

(3) [第16条第2項第2号](#)及び[第5号](#)から[第7号](#)までに規定する物

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、再資源化等の対象となる金属類

(平21規則48・追加)

(指定収集袋に収納することができないもの等)

第14条の5 [条例第10条第3項ただし書](#)の指定収集袋に収納することができないもので規則で定めるものは、[第14条の2第4号](#)から[第14号](#)までに掲げる物とする。

2 [条例第10条第3項ただし書](#)の規則で定める方法は、指定収集袋を[前項](#)に規定する一般廃棄物に巻き付けることとする。この場合において、使用

する指定収集袋は、[条例別表第1](#)に規定する小袋1枚とする。

- 3 [前項後段](#)の規定にかかわらず、[条例別表第1](#)に規定する小袋に代えて、[同表](#)に規定する中袋又は大袋を[第1項](#)に規定する一般廃棄物に巻き付けることができるものとする。
- 4 [前2項](#)の規定により指定収集袋を[第1項](#)に規定する一般廃棄物に巻き付けるときは、その直径が10センチメートルを超えないこととする。

(平21規則48・追加)

(収集場所を設ける共同住宅等)

第15条 [条例第11条第2項](#)に規定する収集場所を設ける共同住宅等は、共同住宅、下宿、寄宿舎等の用途に供する建築物であつて、住戸数又は住室数が6以上あるものとする。

(平13規則24・追加、平14規則72・平19規則41・一部改正)

(資源物等の収集運搬の禁止等)

第16条 [条例第12条の2第1項](#)の規則で定める者は、市民リサイクル活動登録団体に属する者及び当該団体の委託を受けた市民リサイクル活動登録業者(市が収集場所において定期収集家庭廃棄物の収集を行う日以外の日において、当該市民リサイクル活動登録団体の行う市民リサイクル活動として、又は当該活動のための委託を受けて収集又は運搬を行う場合に限る。)とする。

2 [条例第12条の2第1項](#)の規則で定めるものは、次に掲げる物とする。

- (1) 新聞折込みちらし、段ボール、雑誌その他再資源化等の対象となる古紙(新聞紙を除く。)
- (2) 自転車
- (3) ペットボトル
- (4) 衣類その他再資源化等の対象となる古布
- (5) なべ、やかん、フライパン及びかま
- (6) ガラスびん
- (7) 乾電池

(平19規則72・追加、令3規則16・一部改正)

(収集運搬禁止命令)

第17条 [条例第12条の2第4項](#)の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書([様式第6号](#))により行うものとする。

(平19規則72・追加、令2規則9・令2規則74・一部改正)

(持去り違反行為に係る公表)

第17条の2 [条例第12条の3第1項第3号](#)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) [条例第12条の2第4項](#)の規定による命令に違反した日時
- (2) 当該命令に違反した場所
- (3) 当該命令に違反した内容
- (4) 当該命令に違反した持去り違反行為に用いられた車両の自動車登録番号又は車両番号
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 [条例第12条の3第1項](#)([条例第12条の5第4項](#)において準用する場合を含む。)の規定による公表は、市役所及び各区役所の掲示場への掲示並びに市のホームページへの掲載により行うものとする。

(令2規則74・追加)

(立入調査等実施者証明書)

第17条の3 [条例第12条の4第2項](#)([条例第12条の5第4項](#)において準用する場合を含む。)の証明書は、立入調査等実施者証明書([様式第6号の2](#))とする。

(令2規則74・追加)



(議受け違反行為に係る公表)

第17条の4 条例第12条の5第4項において準用する条例第12条の3第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第12条の5第3項の規定による勧告に違反した日時
- (2) 当該勧告に違反した場所
- (3) 当該勧告に違反した内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(令2規則74・追加)

(市民リサイクル活動に関する団体及び業者の登録)

第18条 市民リサイクル活動を行う団体のうち営利を目的とした団体でないことその他市長が定める要件を満たすと認められるものは、当該団体の申請に基づき、市民リサイクル活動登録団体として市長の登録を受けることができる。

- 2 市長は、市民リサイクル活動登録団体の行う市民リサイクル活動について、必要な助言及び支援を行うものとする。
- 3 資源回収業者のうち市民リサイクル活動に係る再資源化等の対象となる物の引取りを行う者であって、市税の滞納がないことその他市長が定める要件を満たすと認められる者は、その者の申請に基づき、市民リサイクル活動登録業者として市長の登録を受けることができる。
- 4 市民リサイクル活動登録団体及び市民リサイクル活動登録業者は、市の行う資源の有効利用に関する施策に協力するものとする。  
(平19規則72・追加、令3規則16・一部改正)

(登録の取消し等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、市民リサイクル活動登録団体及び市民リサイクル活動登録業者の活動の内容、実績等について調査を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の調査又は報告の結果、市民リサイクル活動登録団体又は市民リサイクル活動登録業者の要件を欠くに至ったと認めるときは、当該団体又は当該業者の登録を取り消すことができる。市民リサイクル活動登録団体又は市民リサイクル活動登録業者が必要な報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときも、同様とする。
- 3 市長は、前項の規定による登録の取消しを行ったときは、当該団体又は当該業者にその旨を通知するものとする。  
(平19規則72・追加、令3規則16・一部改正)

(手数料を徴収しない一般廃棄物)

第20条 条例別表第1の1の項取扱区分の欄の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 処理計画により市が収集することとしたごみで市が収集又は運搬したもの
- (2) 前号の物を処理計画に従い処理したことにより生じたと認められる廃棄物

(平19規則41・追加、平19規則72・旧第15条の2繰下・一部改正)  
(大型ごみ処理手数料)

第21条 条例別表第1の4の項金額の欄の品目別に規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(平13規則55・追加、平19規則41・一部改正、平19規則72・旧第16条繰下、平21規則48・一部改正)

(手数料の納付方法)

第22条 条例別表第1の1の項、5の項及び6の項に規定する手数料は、その持込みの都度納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる者には、当該各号に定める方法により納付させることができる。

- (1) 継続的に廃棄物を持ち込む者として市長が定める基準に適合する者 1月ごとにまとめた納入通知書による納付
  - (2) 廃棄物を持ち込む前にあらかじめ手数料を納入しようとする者で市長が認める者 廃棄物処理券(様式第7号又は様式第8号)を交付する際に納付
  - 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。
  - 3 条例別表第1の2の項及び3の項に規定する手数料は、指定収集袋の交付を受ける際に納めなければならない。
  - 4 条例別表第1の4の項に規定する手数料は、大型ごみ処理券の交付を受ける際に納めなければならない。
  - 5 条例第16条第5項の規定により交付する大型ごみ処理券は、様式第9号のとおりとする。  
(平19規則41・全改、平19規則72・旧第17条線下、平21規則48・令2規則9・一部改正)  
(手数料の減免)
- 第23条 条例第17条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出し、廃棄物処理手数料減免承認書の交付を受けなければならない。
- 2 次に掲げる者が手数料(燃やすごみ及び埋立ごみの収集に係るものに限る。)の減免を受ける場合にあつては、前項に規定する手続は、要しない。
    - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者で在宅のもの
    - (2) 市内に居住する3歳未満の乳幼児を養育する者
    - (3) 本市が実施する高齢者介護用品支給事業において紙おむつ等の支給の対象となっている者
    - (4) 本市が実施する重度障害者日常生活用具給付事業において紙おむつの給付の対象となっている者
    - (5) 次に掲げる者のうち、常時紙おむつを使用する在宅のもので別に定める届出を行ったもの
      - ア 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第3号から第5号までに該当する者
      - イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者に限る。)
      - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定され、市長又は熊本県知事からA1又はA2の療育手帳の交付を受けた者
      - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級1級に該当する者に限る。)
    - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
  - 3 市長は、前項各号に掲げる者に対し減免を決定したときは、郵送その他市長が適当と認める方法により、別に定める数の指定収集袋を交付するものとする。



(平4規則92・旧第21条繰上・一部改正、平10規則14・旧第17条繰下・一部改正、平13規則24・旧第19条繰上・一部改正、平13規則55・旧第17条繰下、平19規則72・旧第18条繰下、平21規則48・平21規則67・平24規則132・令2規則9・一部改正)

(不法投棄巡視員)

第24条 廃棄物の処理及び清掃に関して、不法投棄の防止等を図るため、市長が必要と認める地域に不法投棄巡視員を置くことができる。  
(平4規則92・旧第22条繰上、平10規則14・旧第18条繰下、平13規則24・旧第20条繰上、平13規則55・旧第18条繰下、平19規則72・旧第19条繰下)

(書類の様式等)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(令2規則9・追加)

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平4規則92・旧第23条繰上、平10規則14・旧第19条繰下、平13規則24・旧第21条繰上・一部改正、平13規則55・旧第19条繰下、平19規則72・旧第20条繰下、平21規則48・平28規則54・一部改正、令2規則9・旧第25条繰下)

附 則

1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成3年4月1日から施行する。

(平20規則97・旧附則・一部改正)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

2 下益城郡富合町の編入の日前に旧富合町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則97・追加、平26規則4・旧第4項繰上・一部改正)

3 旧鹿本郡植木町の区域における大型ごみは、第14条の2の規定にかかわらず、当分の間、処理計画に定めるとおりとする。

(平22規則33・追加、平26規則4・旧第6項繰上・一部改正、平27規則9・旧第4項繰上)

4 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧城南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成12年規則第2号)又は旧植木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和55年規則第20号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平22規則33・追加、平26規則4・旧第7項繰上、平27規則9・旧第5項繰上)

附 則(平成4年12月19日規則第92号)

1 この規則は、平成5年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づく様式等は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成5年4月16日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月28日規則第36号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日において、この規則による改正前の規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成13年3月30日規則第24号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日において、この規則による改正前の規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成13年8月20日規則第55号)

- 1 この規則は、平成13年9月17日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定中大型ごみに係る部分は、この条例の施行の日以後に行われる大型ごみの収集申し込みに係るものから適用する。

附 則(平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日規則第33号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第5号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に発行されているこの規則による改正前の様式第8号による廃棄物処理券は、この規則による改正後の様式第8号による廃棄物処理券とみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第18号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の大型ごみの収集の申込みに係るものから適用する。

附 則(平成19年3月30日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に作成されているこの規則による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第11号に基づく大型ごみ処理手数料シールは、この規則による改正後の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第11号による大型ごみ処理券とみなす。
- 3 この規則の施行の前日において、旧規則の規定に基づき作成された用紙(様式第11号に基づく用紙を除く。)は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成19年9月19日規則第72号)

この規則中第1条の規定は平成19年10月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第43号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月3日規則第97号)

この規則は、平成20年10月6日から施行する。

附 則(平成21年4月17日規則第48号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第14条の2第3号から第5号まで及び第14号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月10日規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第11号の改正規定 平成21年9月1日
  - (2) 第1条中熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第8号及び様式第8号の2の改正規定 平成21年10月1日
  - (3) 第2条の規定 平成24年4月1日  
(経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる改正規定の施行の際現に同号に掲げる改正規定による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第8号の廃棄物処理券(以下「旧8号処理券」という。)を所持するものは、前項第2号に掲げる改正規定による改正後の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第8号の廃棄物処理券(以下「新8号処理券」という。)の交付を受ける際に納付すべき手数料の合算額が当該旧8号処理券の交付を受けた際に納付した手数料の合算額を下回らない場合に限り、その差額に相当する額を現金で納付することにより、当該旧8号処理券と引換えに当該新8号処理券の交付を受けることができるものとする。
- 3 前項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第8号の廃棄物処理券を所持するものについて準用する。
- 4 前2項の規定は、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際現に同号に掲げる改正規定による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第8号の2の廃棄物処理券を所持するもの及び同項第3号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第8号の2の廃棄物処理券を所持するものについて準用する。
- 5 前3項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に同項第2号に掲げる改正規定による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第8号又は様式第8号の2の廃棄物処理券を所持するものについて準用する。

附 則(平成21年9月16日規則第67号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成22年3月19日規則第33号)  
この規則は、平成22年3月23日から施行する。  
附 則(平成22年9月16日規則第95号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成23年3月31日規則第35号)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則(平成24年1月19日規則第7号)抄  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第132号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則(平成24年8月16日規則第158号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成25年9月26日規則第73号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙

は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成26年2月28日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第7条第1項の承認を受けている処理規程は、この規則による改正後の第7条の規定により届け出られたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成26年3月31日規則第48号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則(平成27年3月9日規則第9号)  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則(平成28年3月31日規則第54号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則(平成28年12月21日規則第112号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(令和元年6月27日規則第11号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。  
(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の日前において、第3条の規定による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和2年3月10日規則第9号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和2年9月1日規則第74号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日規則第16号)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第18条の規定によりされた申請又は登録は、この規則による改正後の同条の規定によりされた申請又は登録とみなす。

別表第1(第14条関係)

(平13規則24・旧別表第2・一部改正、平13規則55・旧別表・一部改正、平19規則41・一部改正)

業種	定義
医療業	医療業には、獣医業及び生物学的製剤製造業を含む。

保健衛生業

保健衛生業には、動物検疫業、植物検疫業、家畜保健衛生業及び医学薬学研究業を含む。

別表第2(第21条関係)

(平18規則18・全改、平19規則41・平19規則72・平22規則95・一部改正)

種目	品目	金額
電気・ガス・石油器具等	ガステーブル・ガスコンロ	500円
	こたつとこたつ板(上面の縦と横の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900円
	こたつとこたつ板(上面の縦と横の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500円
	照明器具	500円
	食器乾燥機	500円
	ステレオセット	500円
	石炭・薪ストーブ	900円
	石油ストーブ	500円
	石油ファンヒーター	500円
	扇風機	500円
	掃除機	500円
	電子レンジ	500円
マッサージいす	900円	



	ミシン(足踏み型)	900 円
	ミシン(卓上型)	500 円
	ラジカセ	500 円
家具・寝具等	アコーディオンカーテン(高さ250センチメートル未満のものに限る。)	500 円
	衣装整理箱(プラスチック製以外の衣装整理箱であって、高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円
	衣装整理箱(プラスチック製以外の衣装整理箱であって、高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円
	衣装整理箱(プラスチック製の衣装整理箱であって、高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	500 円
	衣装整理箱(プラスチック製の衣装整理箱であって、高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの2個まで)	500 円
	いす(二人掛けのスプリング入り又は三人掛け以上)	900 円
	いす(二人掛けのスプリングなし又は一人掛け)	500 円
	オーディオラック(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円

オーディオラック(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円
カーペット(縦と横の長さがいずれも250センチメートル以上のもの)	900 円
カーペット(縦と横の長さがいずれかが250センチメートル未満のもの)	500 円
カラーボックス(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円
カラーボックス(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円
鏡台	500 円
げた箱(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円
げた箱(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円
こたつぶとん(2枚まで)	500 円
米びつ(レンジ台等との複合品を除く。)	500 円
サイドボード(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円
サイドボード(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円

食器棚(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円
食器棚(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円
洗面化粧台	900 円
畳	500 円
たんす(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円
たんす(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円
テーブル(上面の縦と横の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円
テーブル(上面の縦と横の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円
パイプハンガー	500 円
ふとん(2枚まで)	500 円
ブラインド	500 円
ベッド(シングル、ダブル、介護用又は2段ベッドの1段ずつ)	900 円
ベッド用マットレス(スプリング入り)	900 円
ベッド用マットレス(スプリングなし)	500 円
本棚(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの)	900 円

	本棚(高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満のもの)	500 円
	ワゴン	500 円
趣味用品等	オルガン・エレクトーン・電子ピアノ(重さ30キログラム以上のもの)	900 円
	オルガン・エレクトーン・電子ピアノ(重さ30キログラム未満のもの)	500 円
	ゴルフバッグとゴルフクラブ(ゴルフセット)	500 円
	トレーニング台(重さ30キログラム以上のもの)	900 円
	トレーニング台(重さ30キログラム未満のもの)	500 円
その他	金庫(高さ、幅及び奥行きのいずれも50センチメートル未満のものに限る。)	900 円
	三輪車(幼児用)	500 円
	流し台、調理台(正面の幅が120センチメートル以上のもの)	900 円
	流し台、調理台(正面の幅が120センチメートル未満のもの)	500 円
	ベビーカー	500 円
	物干し竿(2本まで)	500 円
	物干し台(コンクリート台付き)	900 円
	物干し台(コンクリート台なし)	500 円

	浴槽(繊維強化プラスチック製又はプラスチック製のものに限る。)	900 円
	その他の大型ごみで高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル以上のもの又は重さが30キログラム以上のもの	900 円
	その他の大型ごみで高さ、幅及び奥行きのうち長い2辺の長さの合計が250センチメートル未満、かつ、重さが30キログラム未満のもの	500 円
<p>備考 この表に規定する金額は、それぞれの品目の1個当たりの金額(同表の品目の欄に数量の定めがあるものにあつては、当該数量当たりの金額)とする。ただし、次に掲げる品目については、1セット当たりの金額とする。</p> <p>(1) こたつとこたつ板</p> <p>(2) ステレオセット</p> <p>(3) たんす、キャビネット、食器棚等で分割できる棚類</p> <p>(4) 机と本棚がセットになった学習机又は書斎机等</p> <p>(5) スキー板とストック</p> <p>(6) ゴルフバッグとゴルフクラブ</p>		

様式第1号(第6条第1項関係)

(平20規則43・全改、平24規則158・平26規則4・令元規則11・一部改正、令2規則9・旧様式第3号繰上・一部改正)



様式第1号(第6条第1項関係)

(表面)

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

法第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業者として次のとおり許可したことを証します。

年 月 日

熊本市長

許可番号 第 一 号

許可業種及び許可品目(事業の範囲)

事業区分	品 目
収集運搬業	

許可の期限 年 月 日

収集の区域

許可の条件 法第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は裏面のとおり。

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

法第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件

[様式第2号\(第6条第2項関係\)](#)

(平20規則43・追加、平24規則158・令元規則11・一部改正、令2規則9・旧様式第3号の2繰上・一部改正)

様式第2号(第6条第2項関係)

許可番号 第 号	
一般廃棄物処分業許可証	
住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
上記の者は、法第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。	
熊本市長	
許可の年月日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
1 事業の範囲	
事業区分	一般廃棄物の種類
2 事業の用に供する施設	
3 許可の条件	
4 許可の更新、変更の状況	

(日本産業規格 A列4番)

[様式第3号\(第6条第3項関係\)](#)

(平24規則158・全改、令元規則11・一部改正、令2規則9・旧様式第3号の3繰上・一部改正)

様式第3号（第6条第3項関係）

一般廃棄物処理施設設置許可証  年 月 日  住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  第8条第1項 法 規の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設である 第9条第1項 ことを証する。   熊本市長			
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	・施設の種類  ・取り扱う一般廃棄物		
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1 施設の規模の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、本市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

（日本産業規格 A列4番）

[様式第4号（第6条第4項関係）](#)

（平23規則35・追加、令元規則11・一部改正、令2規則9・旧様式第3号の4繰下・一部改正）

様式第4号(第6条第4項関係)

定期検査結果通知書	
年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
熊本市長 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

[様式第5号\(第6条第5項関係\)](#)

(平23規則35・追加、令元規則11・一部改正、令2規則9・旧様式第3号の5繰下・一部改正)



様式第5号(第6条第5項関係)

熱回収施設設置者認定証	
年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。	
熊本市長	
印	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 取 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 取 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を市に提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく市に届け出ること。

(日本産業規格 A列4番)

[様式第6号\(第17条関係\)](#)

(令2規則9・追加、令2規則74・一部改正)

様式第6号(第17条関係)

達 第 号  
年 月 日

収集・運搬禁止命令書

住 所  
氏 名 様

熊本市長 印

あなたは、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)第12条の2第1項の規定に違反したので、同条第4項の規定により、収集場所に搬出された資源物等(新聞紙、缶その他再資源化の対象となる物として規則で定めるもの)を収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、条例第12条の3第1項の規定により、氏名等が公表されることがあります。また、条例第21条の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあります。

記

条例第12条の2第1項の規定に違反した事実等

1 日 時	年 月 日	時 分 頃
2 場 所	熊本市	
3 違反行為	新聞紙・新聞折込みちらし・段ボール・ 雑誌・その他再資源化等の対象となる古紙 缶	を1に掲げる 日時において 2に掲げる場 所から 収集 した。 運搬
	自転車	
	ペットボトル	
	衣類・その他再資源化等の対象となる古布	
	なべ・やかん・フライパン・かま	
	ガラスびん	
	乾電池	
	4 車両番号等	

熊本市 局 部 課 (電話番号 )  
(教示)

[様式第6号の2\(第17条の3関係\)](#)  
(令2規則74・追加)

様式第6号の2（第17条の3関係）

（表）

<p style="font-size: 2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0;">立入調査等実施者証明書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写真</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p style="margin: 0;">所 属</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p style="margin: 0;">年 月 日生</p> </div> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">             年 月 日              熊本市長 印         </p>	<p style="font-size: 2em;">↑</p>	<p style="font-size: 0.8em;">6.6センチメートル</p> <p style="font-size: 2em;">↓</p>
<p style="font-size: 0.8em;">9.4センチメートル</p>		

（裏）

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第12条の4 市長は、第12条の2第2項の規定による指導、同条第3項の規定による勧告及び同条第4項の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、持去り違反行為の事実及び持去り違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
 （資源物等の譲受けの禁止等）

第12条の5（略）

2・3（略）

4 第12条の3の規定は前項の規定による勧告を行った場合について、前条の規定は第2項の規定による指導及び前項の規定による勧告を行う場合について準用する。この場合において、第12条の3の規定中「前条第4項」とあるのは「第12条の5第3項」と、「命令」とあるのは「勧告」と、第12条の4第1項の規定中「第12条の2第2項」とあるのは「第12条の5第2項」と、「同条第3項」とあるのは「及び同条第3項」と、「勧告及び同条第4項の規定による命令」とあるのは「勧告」と、「持去り違反行為」とあるのは「譲受け違反行為」と読み替えるものとする。

様式第7号(第22条第1項関係)

（平17規則33・全改、平20規則43・平21規則62・一部改正、令2規則9・旧様式第8号繰上・一部改正）

様式第7号(第22条第1項関係)

廃棄物処理券  
(表面)

環境工場：一廃のみ	扇田：一廃・産廃
No.	
廃棄物処理券	
10kgにつき	
¥150	
熊本市長	印

5センチメートル

6センチメートル

(裏面)

<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・本券は、環境工場に一般廃棄物のみを持ち込む場合及び扇田環境センターに廃棄物を持ち込む場合に限り使用することができます。</li><li>・本券と現金の組み合わせ又は本券と廃棄物処理券(155円券)の併用はできません。</li><li>・本券は、熊本県産業廃棄物税の支払には使用できません。</li></ul>
---

5センチメートル

6センチメートル

備考 地の色は、表面・裏面とも黄色とする。

[様式第8号\(第22条第1項関係\)](#)

(平17規則33・追加、平20規則43・平21規則62・一部改正、令2規則9・旧様式第8号の2繰上・一部改正)

様式第8号(第22条第1項関係)

廃棄物処理券

(表面)

環境工場：産廃	扇田：使用不可
No.	
廃棄物処理券	
10kgにつき	
¥155	
熊本市長	印

5センチメートル

6センチメートル

(裏面)

<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・本券は、産業廃棄物(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを環境工場に持ち込む場合に限り使用することができます。</li><li>・本券は、扇田環境センターでは使用できません。</li><li>・本券と現金の組み合わせ又は本券と廃棄物処理券(150円券)の併用はできません。</li><li>・本券は、熊本県産業廃棄物税の支払には使用できません。</li></ul>
---

5センチメートル


6センチメートル

備考 地の色は、表面・裏面とも桃色とする。

様式第9号(第22条第5項関係)

(平19規則41・全改、平20規則43・平21規則62・一部改正、令2規則9・旧様式第11号繰上・一部改正)

様式第9号(第22条第5項関係)

大型ごみ処理券	円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">受付番号又は氏名</div>	
<p>○大型ごみは、このシールを貼るだけでは収集されません。 事前に (TEL )への申込みが必要です。</p> <p>○この券は払い戻し、再発行はいたしません。</p> <p>○受付番号又は氏名を記入し、申し込んだ大型ごみの目に付くところへ貼り付けてください。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">【 警 告 】</div> <ul style="list-style-type: none"><li>●この大型ごみは、熊本市に処理を依頼したものです。</li><li>●この大型ごみを熊本市(市の委託業者を含む。)以外の者が持ち去ってはいけません。</li><li>●持ち去った場合は、窃盗などの罪に問われることがあります。</li></ul>	
 熊本市	

10.5センチメートル

10.5センチメートル

※ 地の色は、900円シールにあっては青色、500円シールにあっては橙色とする。